

# 一般教育訓練給付金について

## 一般教育訓練給付金のご案内

信州 ICT 農業人材育成プログラムは、令和 7 年 10 月 1 日付で、厚生労働省一般教育訓練の指定講座になりました。

一般教育訓練給付制度とは、雇用の安定及び就職の促進を支援するために、一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣の指定を受けた一般教育訓練講座を受講・修了した場合、受講者本人がハローワークへ申請することで教育訓練施設に支払った費用（受講料）の 20%に相当する額が支給されるものです。

詳しくは、厚生労働省教育訓練給付制度の web サイトをご確認ください。

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/kyouiku\\_kyufu.pdf](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/kyouiku_kyufu.pdf)

## Q&A

### Q. 一般教育訓練給付制度ではどのような人が支給を受けられますか？

A. 一般教育訓練講座の受講開始日（10 月 1 日時点）で、雇用保険の被保険者（支給要件期間が3年以上※ある方）又は雇用保険の被保険者であった方（被保険者の資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間が延長された場合は、最大 20 年）であり、かつ、支給要件期間が3年以上※ある方）が支給の対象となります。例えば、民間企業、国立学校、私立学校の勤務者、また、公立学校の時間講師等の方は対象となる可能性があります。

支給資格の有無については、住居所を管轄するハローワーク又は電子申請等でご確認ください。

※過去に教育訓練給付を受給したことがなく、初めて一般教育訓練給付金を受給しようとする方は、支給要件期間が1年以上あれば支給対象者となります。

### Q. 一般教育訓練給付金を受給するには、手続きはどうしたらいいですか？

A. 一般教育訓練講座の受講修了日の翌日から起算して1か月以内に、受講者本人が本人の住居所を管轄するハローワークに対して、必要書類を提出する必要があります。必要書類のうち、【支給申請書、修了証明書、領収書等】を令和 9 年 2 月 20 日頃ご本人宛に発送しますので、1 か月以内にハローワークにて手続きを行ってください。

### Q. 一般教育訓練給付金の支給資格があり、申請した場合、いくらを支給を受けられますか？

A. 2 万 6 千円が給付される計算になります。（受講料 13 万円×20%=2 万 6 千円）

## 教育訓練講座情報

信州大学大学院 総合理工学研究科 信州 ICT 農業人材育成プログラム  
指 定 番 号：【2020112-2520012-6】  
教育訓練施設の名称：【信州大学大学院 伊那キャンパス】  
教育訓練講座名：【信州 ICT 農業人材育成プログラム】  
受 講 開 始 日：【令和 8 年 10 月 1 日】  
受 講 修 了 日：【令和 9 年 2 月 20 日】  
実 施 方 法：e ラーニング、訓練期間：3 か月

## お問合せ

信州大学農学部 学務グループ教務担当（プログラム事務局）

電 話 0265-77-1321

メール [nougakuict@shinshu-u.ac.jp](mailto:nougakuict@shinshu-u.ac.jp)

窓 口 平日 8 時 30 分～17 時

# 一 般 教 育 訓 練 明 示 書

講座の名称	信州ICT農業人材育成プログラム				
実施方法	① 通学（昼間・夜間・土日） ② 通信 スクーリング（回数 回）				
指定講座番号（15桁）	2020112	—	2520012	—	6
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象講座の指定期間 令和6年9月1日	過去一年の講座実績 令和10年9月30日まで	入講者数（累積）（13人）	修了者数（13人）	
訓練期間	3ヶ月		総訓練時間	60時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		履修証明プログラム			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		信州大学大学院			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		修了認定基準を満たすこと			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		農業・林業に関連する事業。農林業関連従事者、自治体職員等。農地管理、営農指導、地域農林業における課題解決にて活用される。			
2. 教育訓練の内容					
教科（カリキュラム）		時間	使用教材名		
スマート農林業論		20	「業務で使うQGIS」 「ドローン操作マニュアル」		
ドローン運用基礎演習		16			
リモートセンシング・GIS演習		24			
3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）					
①受講するに当たって必要な実務経験等		農林業関連に従事している方。または、将来農林業に携わる方でスマート農林業やQGISを体系的に学びたい方。			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		大学を卒業した方、又は本プログラムにおいて、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた方。			
③その他					

# 一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
<b>(1) 資格取得状況</b>					
① 前年度内の受講修了者数	13	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	13	人	受験率(②/①)		%
③ ②のうち合格者数	13	人	合格率(③/②)		%
④ 上記②・③の回答者数	13	人			
<b>(2) 受講修了者による講座の評価等</b>					
① 回答者総数		7	人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	4	人	②A: 就業者計	9人
	2 非正社員、派遣社員	3	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	②B: 非就業者計	
	4 非就業	0	人		
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	7	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	9人
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる	0	人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0	人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員	4	人	④A: 就業者計	9人
	2 非正社員、派遣社員	3	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	④B: 非就業者計	
	4 非就業者	0	人		
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	0	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)	9人
	2 1割以上3割未満増加した	0	人		
	3 1割未満増加した	1	人		
	4 変わらない	6	人		
	5 1割未満減少した	0	人		
	6 1割以上3割未満減少した	0	人		
	7 3割以上減少した	0	人		
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	1	人	⑥の回答数合計	9人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人		
	3 社内外の評価が高まる	1	人		
	4 早期に転職・再就職できる	0	人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	0	人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	0	人		
	7 趣味・教養に役立つ	3	人		
	8 その他の効果	4	人		
	9 特に効果はない	1	人		
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0人
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	0	人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	4	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	9人
	2 おおむね満足	2	人		
	3 どちらとも言えない	0	人		
	4 やや不満	1	人		
	5 大いに不満	0	人		
<b>(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)</b>					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
11に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	修了要件を満たすこと				
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	場所: 信州大学伊那キャンパス 期間: 2日間(令和8年度は10月31日及び11月1日) 内容: 実地演習、飛行操作、グループワーク、など。				
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法					
座学科目(受講とレポート提出率80%以上)及び実地演習を受講し、修了要件を満たした方へ、履修証明書を発行しています(令和9年2月20日発送予定)					

# 一般教育訓練明示書

<b>7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法</b>	
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	各回授業において、小テスト又は小課題を課し、習得度・理解度を測る。授業に関する質問は受講期間中、メール等で受付け、担当教員が回答する。
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	実地演習では、複数名の教員やドローンスクールの講師、学生アルバイト等によりサポートを行う。 本講座によりドローン操縦の基礎技術が身につき、二等無人航空機操縦士等の取得に繋がる(経験者の場合は、免許取得時の割引制度あり)。
<b>8. その他の事項</b>	
指定教育訓練実施者名及び代表者名	国立大学法人 信州大学 (代表者名: 学長 中村 宗一郎) 〒399-4598 長野県上伊那郡南箕輪村8304
住所及び連絡先	TEL 0263-35-4600
施設名称及び施設長名	信州大学大学院 伊那キャンパス (施設長: 学長 中村 宗一郎)
住所及び連絡先	TEL 0265-77-1300
給付制度担当部署・者	農学部学務グループ教務担当 (担当者: 小池)
連絡先	TEL 0265-77-1308
一般教育訓練経費	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) <span style="float: right;">130,000 円</span>
支払い方法	① 入 学 料 ( 税 込 額 ) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)
① 一括払	0 円
② 分割払	② 受 講 料 ( 税 込 額 ) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)
③ 両方可	130,000 円 (うち、必須教材費 0 円)
	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) <span style="float: right;">130,000円</span>
	① 副読本代(税込額) <span style="float: right;">円</span>
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) <span style="float: right;">円</span>
	③ 施設維持費(税込額) <span style="float: right;">円</span>
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額) <span style="float: right;">円</span>
	3. 総額 (1+2) (税込額) <span style="float: right;">130,000 円</span>

[ 特 記 事 項 ]

--

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものと認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。